

○福島市客引き行為等の防止に関する条例案（素案）

平成22年12月24日条例第39号

改正

令和2年3月31日条例第14号

令和6年12月25日条例第79号

福島市客引き行為等の防止に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所等において、市民及び滞在者等（以下「市民等」という。）に著しく不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を防止し、もってその生活の安全と平穏を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）客引き 相手方を特定して、営業に係る客となるように、人を誘う行為をいう。
- （2）誘引 不特定の者に呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、営業に係る客となるように、人を誘う行為をいう。
- （3）接待 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。
- （4）風俗案内 次に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、有償又は無償で当該情報を提供することをいう。
 - ア 接待をして、飲食をさせる行為の提供（当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。）をする営業
 - イ 人の性的好奇心をそそる行為の提供（当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。）をする営業
- （5）公共の場所等 道路、公園、広場、駅、駐車場その他の公衆が通行し、又は出入りできる場所又は施設をいう。

（客引き又は誘引の禁止）

第3条 何人も、市長が指定する区域（以下「指定区域」という。）内の公共の場所等において、次の各号のいずれかに該当する行為の提供を受ける客となるように、客引きをしてはならない。

- （1）接待をして、飲食をさせる行為の提供（当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。）
- （2）人の性的好奇心をそそる行為の提供（当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。）
- （3）風俗案内
- （4）前3号に規定する以外の行為の提供

2 何人も、指定区域内の公共の場所等において、前項第1号から第3号までのいずれかに該当する行為の提供を受ける客となるように、誘引をしてはならない。

（客待ちの禁止）

第4条 何人も、指定区域内の公共の場所等において、前条第1項の客引き又は同条第2項の誘引をする目的で、当該行為の相手方となるべき者を待つてはならない。

（指導）

第5条 市長は、第3条又は前条の規定に違反する行為をするおそれがあると認める者に対し、当該行為をしないよう指導することができる。

2 市長は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者（以下「法人代表者等」という。）が、その法人又は人の業務に関し、第3条又は前条の規定に違反する行為をするおそれがあるときは、その法人又は人に対し、当該行為をさせないように指導することができる。

（勧告）

第6条 市長は、第3条第1項第4号の規定に違反する行為（以下「その他違反行為」という。）をした者に対し、その他違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、法人代表者等が、その法人又は人の業務に関し、その他違反行為をしたときは、その法人又は人に対し、その他違反行為をさせてはならない旨を勧告することができる。

（立入検査等）

第7条 市長は、第5条及び前条の規定の施行に必要な限度において、その他違反行為を行い、若しくは行わせた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該その他違反行為と関係のある店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入り及び調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第8条 市長は、第3条第1項第1号から第3号までの規定に違反した者又は同条第2項の規定に違反した者がある場合には、次に掲げる事項を公表することができる。

（1）当該違反した者の氏名及び住所

（2）第12条の適用を受け罰金刑を科された法人又は人がある場合は、次に掲げる事項

ア 法人の場合 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

イ 人の場合 氏名及び住所

（3）公表の原因となる事実

（4）その他市長が必要と認める事項

2 市長は、第6条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、前項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項を公表することができる。

（情報提供）

第9条 市長は、第5条及び第6条の規定の施行に必要な限度において、関係警察署長その他関係機関の長又は関係団体の代表者に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係警察署長その他関係機関の長に対し、その他違反行為に関する情報その他の客引き等に関する情報の提供を行うことができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第11条 第3条第1項第1号から第3号までの規定のいずれかに違反した者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

2 第3条第2項の規定に違反した者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

3 常習として第3条第1項第1号から第3号までの規定のいずれかに違反した者又は同条

第2項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(過料)

第12条 第6条第1項の規定による勧告を受けた後に当該勧告に係るその他違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第13条 法人代表者等が、その法人又は人の業務に関し、第11条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人代表者等が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

(適用上の注意)

第14条 この条例の適用に当たっては、市民等の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して、他の目的のためにこれを濫用することがあってはならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日条例第14号)

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月25日条例第79号抄)

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、本整備条例以外の福島市の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る本整備条例以外の福島市の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則 (令和2年3月31日条例第14号)

この条例は、令和8年6月1日から施行する。